

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年4月1日条例第10号

改正

昭和52年10月11日条例第20号

昭和61年12月24日条例第28号

平成5年6月24日条例第9号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。ただし、不動産のうち、土地の買入れ又は売払いにあつては、予定価格が2,000万円以上であつて、かつ、面積が5,000平方メートル以上のものに限る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の条例は、廃止する。

(1) 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産及び営造物に関する条例(昭和35年角田市条例第2号)

(2) 角田市契約に関する条例(昭和35年角田市条例第3号)

附 則(昭和52年10月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年6月24日条例第9号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。